

第7回 農業委員会総会議事録

平成30年1月23日開会

中標津町農業委員会

平成30年1月23日、第7回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
4番	武田	健	治
5番	田中	世	一
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江信	二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

附議した案件

- 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 現況証明願いについて
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第19号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第20号 農地法第5条の規定による許可の取消について
報告第21号 農地法第5条許可書の交付について
報告第22号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	葛西 利光
係	本田 文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第7回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、私から一言挨拶をいたしたいと存じます。

会長 新年明けましておめでとうございます。
皆さまと共に新しい年を平穩にむかえることが出来ましたことを大変うれしく思います。新しく委員になられた皆さんも半年を終えました。いろいろな案件を抱える中で、現場で確認する中で、いろんな方たちの意見を聞く中で、様々なことを学ばれたと思います。委員になる前の思い、いろんな見方をしていたと思います。また、法の規制をはじめ現実を見て、むずかしさを感じたことと思います。中標津町の多数が酪農ではありますが、現在は搾乳ロボットなど、近代化の波が押し寄せてきています。この先どういう変化があるのか、それによって今後も農地の維持、集約ができるのかを見つめなおし、これからの人たちに新しい発想を与えられるようにみなさんと共に研究していくことが必要と考えています。そのためにも各種研修会等には積極的に参加いただき、考える糧を増やして頂きたいと考えております。私も皆さんの意見を大事に聞かせていただきながら共に進んでいきたいと思っております。
今年1年が皆さんと共に、職員と共に、農業委員会がみなさんの大切な土地を守り、次の世代に農地をしっかりと引き継いでいけるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町 長 平成30年、最初の農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。新年に入りまして、既に20日が過ぎました。本日はじめてお会いする方もおいでのことと思いますので、あらためまして明けましておめでとうございます。本年の幕開けは非常に穏やかな状況で幕を明けまして、雪も少ない状況であります。残念ながら雨が2回ほど降ってしまいまして、滞水や凍結など春先は心配されるころではあります。穏やかな春を迎えられることを祈っております。農業委員の皆様には、日頃より農地の集積を始め、優良農地の保全、新たな担い手の確保など農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のためにご尽力をいただいておりますことに、まずもってお礼を申し上げる次第でございます。昨年を振り返ってみますと、台風の影響が少なかったことから農作物の生育も順調で、良質な粗飼料が確保され、生乳生産についても前年度並みで、そしてここに至っては増量ということで喜ばしいところがございます。国内外を巡る状況につきましては、北朝鮮の緊迫した状況もございますし、アメリカのTPP離脱やヨーロッパとのEPA締結など、社会情勢が大きく変化する事象もございました。国内では衆議院の解散総選挙が行われましたが、新たに発足した政府には、国民生活を守り、国民が明るい未来を描けるよう、あらゆる施策の取り組みを望むところであり、私といたしましても皆様と共に、この地域が永続的な営農に取り組めるよう活動してまいりたいと思っております。農業委員会につきましては、昨年7月19日に任期満了に伴い、改正農業委員会法施行により、市町村長による任命制により新体制でスタートしました。今後も、農業の現場における課題解決に向け、農地制度的確な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、農業委員の皆様には、中標津町農業の発展のため、今後ともご尽力を賜りたくお願い申し上げます。最後になりますが、中標津町農業委員会の今後益々のご発展と、ご出席の委員皆様のご活躍と、ご健勝を心からご祈念申し上げ、簡単ではありますが年頭の挨拶いたします。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

16番、笠原康博委員。

17番、氏家康夫委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

- 事務局長 1 2 月 2 2 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思ひます。
1 月 1 6 日午後 1 時から平成 3 0 年中標津町議会第 1 回臨時会が開催され、一般会計補正予算について審議し、可決しております。会長が出席しております。
以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程 3、報告第 1 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願ひます。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 報告第 1 8 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知 (1) から (6) について、事務局よりご説明申し上げます。
なお、(1) から (5) は借主が同一なことから一括して説明いたします。
議案の 5 7 ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 47,662 m²ほか 11 筆、合計 541,257 m²。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 22 年 12 月 21 日から平成 32 年 12 月 21 日まで。合意解約成立の日、平成 30 年 1 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。
5 8 ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 5,914 m²。3、利用権の種類、使用貸借。4、契約期間、平成 23 年 5 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 30 年 1 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。
5 9 ページをお開きください。
(3) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 46,631 m²。3、利用権の種類、貸貸借権。4、契約期間、平成 23 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 30 年 1 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。
6 0 ページをお開きください。
(4) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 50,158 m²。3、利用権の種類、貸貸借権。4、契約期間、平成 24 年 9 月 26 日から平成 34 年 9 月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 30 年 1 月 9 日。6、解約の理由、合意解約。
6 1 ページをお開きください。
(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積39,576㎡ほか2筆、合計
100,068㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年11月29日か
ら平成35年9月26日まで。合意解約成立の日、平成30年1月11日。6、解約の
理由、合意解約。

この5件については、議案第32号(1)から(3)と議案第34号(11)(12)
に関連するもので、法人の設立に伴い、使用貸借及び賃貸借していた農地について、
再度農地所有適確法人に使用貸借及び賃貸借するため、期間内解約するものです。
62ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積12,759㎡ほか39筆、合
計788,050㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成29年8月22
日から平成39年8月21日まで。合意解約成立の日、平成30年1月9日。6、解約
の理由、合意解約。

この案件については、議案第32号(4)(5)に関連するもので、法人の設立に伴
い、使用貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に使用貸借するため、
期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致し
ます。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第32号(1)から(3)について説明致します。

3ページをお開きください。

なお、(1)から(3)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積47,662㎡ほか14筆、
合計畑543,927.37㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、
農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて
農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使
用貸借。5、期間。平成30年1月23日から平成40年1月22日。6、当事者の経
営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。
7、見取図につきましては、5ページのとおりとなっております。

6ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 99,855 m²ほか7筆、畑 345,582 m²、採草放牧地 6,541 m²、合計 352,123 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月23日から平成40年1月22日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、7ページ、8ページのとおりとなっております。9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 50,091 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に貸貸借を設定するもの。借主、貸貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、貸貸借。5、期間。平成30年1月23日から平成40年1月22日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、10ページのとおりとなっております。

この3件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借及び貸貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第32号(4)(5)について説明致します。

11ページをお開きください。

なお、(4)(5)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 12,759 m²ほか39筆、畑 774,684 m²、採草放牧地 13,366 m²、合計 788,050 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月23日から平

成 40 年 1 月 22 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、13 ページのとおりとなっております。

14 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 68,198 ㎡ほか 4 筆、合計畑 104,043 ㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 30 年 1 月 23 日から平成 40 年 1 月 22 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、15 ページのとおりとなっております。

この 2 件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第 32 号、(1) から (5) について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 5、議案第 33 号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 33 号、現況証明願 (1) について説明いたします。

17 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、面積 48,746 ㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図については 18 ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、公簿が原野であり、現況も原野化している状況のため、現況非農地の証明が必要なものであります。平成30年1月16日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第33号(2)について説明いたします。19ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、面積76,799㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は20ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、農地として利用されたことはなく、公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

積雪のため現地調査をしておりませんが、昨年からの継続地のため、提出資料の確認により農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第33号、現況証明願(3)について説明いたします。

21ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積14,481㎡の内3,979㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積2,660㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取

図は22ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。

対象地は農業振興地域内の施設用地区域となっておりますが、農地としては使用されたことはなく、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成29年11月21日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について説明いたします。

なお、(1)(2)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

議案の24ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積35,416㎡ほか2筆、合計畑56,023㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。

5、期間、平成30年2月1日から平成38年1月31日まで。6、価格、年100,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は25ページのとおりです。26ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積44,591㎡ほか2筆、合計畑98,325㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年2月1日から平成38年1月31日まで。6、価格、年50,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は27ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(3)から(6)について説明いたします。

なお、(3)から(6)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

議案の28ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,809㎡ほか1筆、合計畑63,863㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年78,480円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。30ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積2,569㎡ほか5筆、合計畑143,078㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模

拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年172,340円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。33ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積40,967㎡ほか5筆、合計畑106,566㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年98,240円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は35ページのとおりです。36ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積20,888㎡ほか6筆、合計畑140,062㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年184,580円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は38ページのとおりです。

この4件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(7)から(9)について説明いたします。

なお、(7) から (9) は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

議案の39ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積12,903㎡ほか1筆、合計畑50,967㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年69,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は40ページのとおりです。41ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積7,011㎡ほか4筆、合計畑70,189㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年94,160円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は42ページのとおりです。43ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,163㎡ほか3筆、合計畑97,855㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年145,760円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は44ページのとおりです。

この3件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(10) について説明いたします。

議案の45ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積33,779㎡ほか5筆、合計畑121,861㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成34年11月27日まで。6、価格、年160,380円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は47ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11) から(14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第34号(11)から(14) について説明いたします。

48ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,631㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定す

るもの。借主、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月23日から平成32年12月31日まで。6、価格、年150,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は49ページのとおりです。

なお、(12)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。50ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,576㎡ほか2筆、合計畑100,068㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月24日から平成35年9月26日まで。6、価格、年187,412円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は51ページのとおりです。

この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、農地所有適格法人と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。52ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積6,903㎡ほか3筆、合計畑67,956㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、農地を追加して賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い、農地を追加して賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月23日から平成40年1月22日まで。6、価格、年175,100円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は53ページのとおりです。

なお、(14)につきましても、譲受人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。54ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積72,634㎡ほか3筆、合計畑185,094㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定

し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、12,014,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金12,000,000円、自己資金14,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は55ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴う、再設定及び新規設定と、賃貸借していた所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第19号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)(2)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第19号(1)(2)について説明いたします。

65ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成28年12月19日付、中農委5第28-6号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成28年12月20日から平成29年12月19日まで。6、事業完了年月日、平成29年12月13日。7、完了検査年月日、平成29年12月23日。

この完了届けにつきましては、平成29年12月14日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成29年12月23日付けで、完了報告の写真にて確認したところ。現地については雪解け後に再確認する予定です。

66ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年3月23日付、中農委5第28-7号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成29年12月21日。7、完了検査年月日、平成29年12月25日。この完了届けにつきましては、平成29年12月25日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成29年12月25日付けで、完了報告の写真にて確認したところ。現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第19号(3)について説明いたします。

67ページをお開きください。

(3)1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年3月23日付、中農委5第28-8号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、黒ボク採取。

5、事業計画の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成29年12月15日。7、完了検査年月日、平成29年12月23日。

この完了届けにつきましては、平成29年12月18日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成29年12月23日付けで、完了報告の写真にて確認したところ。現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、報告第20号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第20号、農地法第5条の規定による許可の取消について(1)について、ご

説明申し上げます。議案の69ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積、39,909 m²。3、許可に係る権利の種類。使用貸借。4、許可年月日、許可番号。平成29年10月25日付、中農委5第29-7号。5、転用の目的。畜舎及びバンガローサイロ、ラグーン等の農業用施設建設のため。6、取消の理由。転用計画の中止。この案件につきましては、平成29年9月27日開催の第3回中標津町農業委員会総会議案第13号(1)で審議された後承認され、平成29年11月27日開催の第5回中標津町農業委員会総会報告第16号(1)で許可の報告をしたものですが、今般転用計画が中止となったことから取り消すものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

日程9、報告第21号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第21号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

71ページをお開きください。許可日、平成29年12月19日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積41,427 m²の内7,454 m²。

3、許可期間は平成29年12月21日から平成30年12月20日となっております。

72ページをお開きください。許可日、平成29年9月25日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積9,173 m²。

3、許可期間は平成29年9月25日から永年となっております。

73ページをお開きください。許可日、平成29年9月25日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積11,597㎡。

3、許可期間は平成29年9月25日から永年となっております。

74ページをお開きください。許可日、平成29年9月25日付。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積9,405㎡。

3、許可期間は平成29年9月25日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程10、報告第22号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第22号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。
議案の76ページをお開きください。
今回につきましては、平成26年3月10日～平成29年12月21日付けで、認定のあった22件について記載しております。
新規認定者は5件(株〇〇〇〇、株〇〇〇〇、株〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇)
再認定者は14件(〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
有〇〇〇〇)
変更認定者は3件(〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇)以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第7回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 14時21分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年1月23日

会 長 本 田 信 幸

16番 笠 原 康 博

17番 氏 家 康 夫